

社会福祉法人 神通福祉会 役員等報酬等規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1条 この規程は、社会福祉法人神通福祉会(以下「法人」という。)の定款第21条及び第8条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第 2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事及び顧問・相談役をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員等とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報酬等

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3条 常勤役員等に対する報酬等の額については、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、無報酬とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第 5条 報酬は、理事会又は評議員会等に出席した時は、その都度支給する。

(費用弁償)

第 6条 役員等の職務の遂行に当たって、交通費、旅費を要する場合は、旅費規程により支給する。

第3章 退任慰労

(慰 労)

第 7条 退任役員に対し、表彰状、感謝状、記念金品を贈呈する。

(贈呈の方法)

第 8条 退職慰労は、役員を退任した時点において、贈呈する。

第4章 慶 弔

(慶弔金)

第 9条 国、県、市その他の受章祝金、傷病見舞金、弔意金など慶弔金については理事長の定めにより支給する。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めることができる。

第5章 改 廃

(改 廃)

第11条 この規程を改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

別 表

職	用 務	支給形態	金 額
理事長	定款で定めにより、法人を代表する業務	月 額	500, 000円
理 事	理事会への出席(2時間以内)	日 額	10, 000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額	10, 000円
監 事	理事会への出席	日 額	10, 000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額	10, 000円
	監事監査への出席	日 額	50, 000円
評議員	評議員会への出席	日 額	10, 000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額	10, 000円